

復興産業集積区域における 固定資産税の課税免除申請の手引き

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、岩手県産業再生復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において、県が指定した産業を営む事業者が、2021年3月31日までの間に、施設又は設備の新設又は増設を行った場合は、固定資産税の課税を免除いたします。

固定資産税の課税免除申請書類の作成にあたっては、本手引きをご参照ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

1. 課税免除の対象資産

建物及びその附属設備、機械及び装置、構築物、建物の敷地部分の土地
(研究開発用資産の場合は、工具、器具及び備品、ソフトウェアを含む)
※指定事業者事業実施計画書に記載され、県から認定された資産に限ります。

2. 課税免除の期間

課税初年度から5年間

3. 申請期限

(1) 初年度（新規申請分）

課税免除の適用を受けようとする事業を実施した事業年度終了後4箇月以内。

(2) 2年度目以降（継続分）

毎年3月25日まで。

※継続分の申請は、「固定資産税課税免除申請書」のみの提出となります（その他の資料を添付する必要はありません）。

4. 提出先

一関市役所 税務課 家屋・償却資産課税係（本庁1階）



【お問合せ先】

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

総務部 税務課 家屋・償却資産課税係 TEL 0191-21-8257

商工労働部 工業労政課 工業振興係 TEL 0191-21-8451

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除申請

○提出書類

	提出書類	部数 部	備考
	1. 固定資産税課税免除申請書	1	
	2. 指定事業者の指定書の写し、指定申請書及び指定事業者事業実施計画書の写し	1	
	3. 復興推進事業に関する実施状況報告書の写し、復興推進事業の実施に係る認定書の写し	1	
	4. 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）	1	
	5. 定款（法人の場合）	1	
	6. 課税免除を受けようとする資産一覧	1	別紙様式参照
法人税の申告時に税務署へ提出したものの写しをお願いします。	7. 税務署に提出した「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」（別表16）及び「特別償却額の計算に関する付表」	1	
	8. 特別償却又は税額控除を行わなかった理由書	1	
建物の増設があった場合は、増設部分を明示してください。	9. 図面		
	①事業所全体の平面図	1	
	②取得した土地の明細図（土地の課税免除の場合）	1	
建物の位置を図面上に表記してください。	③取得した建物の平面図（建物の課税免除の場合）	1	
増設の場合は増設部分を明示してください。	④取得した償却資産の配置図（償却資産の課税免除の場合） ※「6. 課税免除を受けようとする資産一覧」表中の「配置図番号」を配置図上に記載願います。	1	
	10. 取得した土地の登記事項証明書（土地の課税免除の場合）	1	

※確定申告書（写）、固定資産台帳、会社パンフレット等、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

記載例

様式第1号（第2条関係）

令和 年 月 日

一関市長 様

所在地等はゴム印で結構です。

申請者 所在地 ○○県○○市○○町○○番地
法人の名称 株式会社○○○○
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

代表者印を押印願います。

復興産業集積区域における固定資産税課税免除申請書

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。

該当する認定復興推進計画	名称	岩手県産業再生復興推進計画	
	認定日	平成24年3月30日	
指定事業者又は指定法人として指定を受けた日	平成○○年○○月○○日		
指定事業者実施計画期間	平成○○年○○月○○日 から 平成○○年○○月○○日 まで		
指定事業者の指定の有効期間	平成○○年○○月○○日 まで		
課税免除を受けようとする資産	認定復興推進計画に定められた事業の種類	○○○○製造業	
	事業所又は事務所	名称	株式会社○○○○ ○○工場
		所在地	岩手県一関市○○町○番○号
	対象施設等を事業の用に供した日	平成○○年○○月○○日	
	対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度又は年	平成○○年○○月○○日 から 平成○○年○○月○○日 まで	
	課税免除を受けようとする資産の取得価格	土地	○○○○○○○
家屋		○○○○○○○	円
償却資産		○○○○○○○	円
備考			

※指定申請書、指定書、実施状況報告書等を参照のうえ、記載してください。

別紙

課税免除を受けようとする資産一覧

(株式会社〇〇〇〇)

種類	取得年月日	減価償却 開始年月日	取得価格 (円)	耐用 年数	特別償却 又は税額 控除適用 の有無	配置 図番 号	備考
土地	H00. 6. 14		21,000,000				
(建物)			(211,695,000)				
工場	H00. 10. 31	H00. 11. 1	205,695,000	35	有		
倉庫	H00. 10. 31	H00. 11. 1	6,000,000	29	無		
(建物附属設備)			(88,155,000)				
電気設備	H00. 10. 31	H00. 11. 1	38,155,000	15	有		
給排水設備	H00. 10. 31	H00. 11. 1	30,000,000	15	有		
空調設備	H00. 10. 31	H00. 11. 1	20,000,000	15	有		
(構築物)			(2,200,000)				
舗装工事	H00. 11. 20	H00. 11. 20	1,500,000	10	無		
庭園	H00. 11. 20	H00. 11. 20	700,000	7	無		
(機械装置)			(42,000,000)				
〇〇交換機	H00. 10. 20	H00. 11. 1	7,000,000	11	有	①	
〇〇装置	H00. 10. 20	H00. 11. 1	13,000,000	11	有	②	
〇〇装置	H00. 10. 20	H00. 11. 1	12,000,000	11	有	③	
〇〇設備	H00. 10. 20	H00. 11. 1	8,000,000	11	有	④	
〇〇試験機	H00. 10. 20	H00. 11. 1	2,000,000	11	有	⑤	
合計			365,050,000				

提出いただく「新增設機械の配置図」上にもこの配置図番号を記載願います。

※当該一覧表に記載した資産でも、確認の結果、課税免除の対象とならない場合がありますので、ご了承ください。

☆申請書様式について

※申請書類等の様式は、一関市工業労政課ホームページよりダウンロード可能ですのでご活用下さい。

(工業労政課ホームページ)

⇒ <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kogyo/>

または、

一関市工業労政課

検索

《工業労政課ホームページ ホーム画面》

一関市工業労政課 工業係
東北の新たな産業戦略拠点 いちのせき

産業用地・空き工場 優遇制度 地域連携・取引支援 人材育成・確保事業 技術開発・共同研究 製造業ポータルサイト

東北の新たな産業戦略拠点 いちのせき

INFORMATION VIDEO
中東北の拠点都市「一関」
企業立地のイト Corporate location guide

注目の工業団地
一関東側工業団地
一関市の北東部に広がる約300
284haの広い区域が利用可能な工業団地
に立地した工業団地です。

話題・制度 etc
19.12.05
「事業計画（BCP）開成研修セミナー」の
開催
19.9.13
一関西側 公園緑地整備の完成
話題・制度 etc
19.8.29
令和元年企業家視察の告知
19.7.29
一関市東側工業団地開成研修会（2次開
成）
19.7.29
「一関市企業家・新技術企業家研修会」に
ついて（2次開成）

産業用地・空き工場
工業団地のご案内
産業用地のご案内
空き工場情報
各種手続きのご案内
工場用地のご案内

優遇制度
優遇制度のご案内
新規立地の企業様向け優遇制度
事業拡大の企業様向け優遇制度
その他の優遇制度

地域連携・取引支援
産学官連携
地域企業の連携促進
各種団体の紹介

製造業データベース
製造業ポータルサイト
一関市誘致企業一覧
東北の県企業データベース
(リンク先：TOHOKUものづくり
コリドーHP)
自動車関連企業
半導体関連企業

一関市の天気 (Yahoo!天気情報)
一関市のプロフィール
一関市工業振興計画
一関市へのアクセス
東北新幹線利用の場合
東京から盛岡駅1時間54分
仙台から52分
東北自動車道利用の場合
川口ICから約4時間20分
飛行機利用の場合
盛岡空港から仙台空港まで
約1時間10分
交通アクセス・マップの検索

こちらの「話題・制度 etc」一覧中の「一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除について」の記事より申請書類等の様式のダウンロードができます。